

## 鳥取県立鳥取砂丘こどもの国指定管理者募集要項

鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、平成31年4月1日から施設の管理等に関する業務を行う指定管理者を募集する。

### 1 施設の概要

名 称	鳥取県立鳥取砂丘こどもの国（以下「こどもの国」という。）																			
所 在 地	鳥取市浜坂1157-1																			
設置目的	自然とのふれあいや遊びを通じて子どもたちが憩い楽しめる場を提供し、もって児童の健全な育成に資する																			
主 な 建 物 の 延 べ 面 積 構 造 建 築 年	建築総面積 2,992.94㎡ 主要建物の内訳（RC：鉄筋コンクリート造、S：鉄骨造、W：木造） ・管理棟415.54㎡（RC,S・H11） ・そうぞう館175.03㎡（RC,S・H11） ・多目的ホール566.88㎡（S・H11） ・こども広場・大通り280.53㎡（RC,S・H11） ・砂の工房292.00㎡（RC・H11） ・木工工房215.40㎡（RC・H11） ・レストラン124.66㎡（RC・H11） ・レールトレイン駅舎130.00㎡（S・H11）																			
敷地面積	県所有地 ・こどもの国敷地 193,315.49㎡ ・こどもの国北側臨時駐車場（鳥取市浜坂1390-436他） 37,899.960㎡の一部 鳥取市からの借用地 1446.80㎡（市道からこどもの国までの進入路） 21.50㎡（因幡自転車道からこどもの国までの取付道路） 2,305.49㎡（ニュー砂丘荘入口付近の市道からこどもの国までの遊歩道）																			
開 館	昭和48年5月（平成12年4月リニューアルオープン）																			
主 な 施 設 内 容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">施設名</th> <th style="width: 20%;">面積</th> <th style="width: 60%;">概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理棟</td> <td>415.54㎡</td> <td>事務室、幼児等の遊具等を備えた幼児遊戯室及び授乳室を設置</td> </tr> <tr> <td>そうぞう館</td> <td>175.03㎡</td> <td>図書コーナーやビデオコーナー・読書スペース等を設置</td> </tr> <tr> <td>多目的ホール</td> <td>566.78㎡</td> <td>人形劇、音楽会、雨天時の屋内遊戯場など多目的に活用</td> </tr> <tr> <td>砂の工房</td> <td>292.00㎡</td> <td>陶芸（楽焼き、本焼き等）を行う工房</td> </tr> <tr> <td>木工工房</td> <td>215.40㎡</td> <td>木工、ガラス細工等の工房</td> </tr> </tbody> </table>		施設名	面積	概要	管理棟	415.54㎡	事務室、幼児等の遊具等を備えた幼児遊戯室及び授乳室を設置	そうぞう館	175.03㎡	図書コーナーやビデオコーナー・読書スペース等を設置	多目的ホール	566.78㎡	人形劇、音楽会、雨天時の屋内遊戯場など多目的に活用	砂の工房	292.00㎡	陶芸（楽焼き、本焼き等）を行う工房	木工工房	215.40㎡	木工、ガラス細工等の工房
施設名	面積	概要																		
管理棟	415.54㎡	事務室、幼児等の遊具等を備えた幼児遊戯室及び授乳室を設置																		
そうぞう館	175.03㎡	図書コーナーやビデオコーナー・読書スペース等を設置																		
多目的ホール	566.78㎡	人形劇、音楽会、雨天時の屋内遊戯場など多目的に活用																		
砂の工房	292.00㎡	陶芸（楽焼き、本焼き等）を行う工房																		
木工工房	215.40㎡	木工、ガラス細工等の工房																		

レストラン	1 2 4 . 6 6 m <sup>2</sup>	簡単な食事ができる食堂
こども広場 ・大通り	2 8 0 . 5 3 m <sup>2</sup>	雨天時や冬季にも利用できる大型の遊具を備えた屋根付き広場
遊具広場		砂場の中に6つの塔と回廊で構成された屋外のシンボル遊具を設置
乗物広場		変形自転車、バッテリーカー、レールトレイン、サイクルモノレール
水の遊び場		水深の浅いプールと水の滑り台を設置した遊び場（夏場のみ）
こどもの国 農園		野菜や果物を栽培し、収穫を楽しむ農園
杉の子ハウス		キャンプ場利用者の雨天時等の避難用のログハウス
キャンプ場		炊事棟、シャワー室完備。家族連れで楽しむキャンプ場
わんぱく広 場	9 4 3 4 . 0 0 m <sup>2</sup>	天然芝による大型運動広場。運動会や親子遠足、イベント等で活用
駐車場		駐車可能台数 約480台

## 2 指定管理者が行う業務

### (1) 業務の内容

指定管理者は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を行うこと。

#### ア こどもの国の施設設備の維持管理に関する業務

鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の設置及び管理に関する条例（平成10年鳥取県条例第19号。以下「こどもの国条例」という。）に基づくこどもの国の施設設備の維持管理及び運営に関する業務（利用者が快適かつ安全にこどもの国を利用できるようにするための施設設備の保守管理、修繕、清掃等）

#### イ こどもの国の利用の許可、施設利用料の徴収等に関する業務

こどもの国条例の規定に基づくこどもの国の利用の許可、こどもの国からの退去等の命令並びに利用料金の徴収及び減免

#### ウ ア又はイの他こどもの国の運営に関する業務

利用者の受付及び案内、安全確保（火災、盗難等の事故及び事件の防止措置）、利用者へのサービスの提供（自動販売機による物品の販売を含む。）並びに施設の利用促進等に関すること。

#### エ こどもの国を利用した自然体験等に資する事業に関する業務

鳥取砂丘の自然保護と自然環境への関心を高める事業、幼児期の子どもと家族とのふれあいの場を提供する事業等の実施に関する業務

### (2) 管理の基準（業務運営の基本的事項）

指定管理者は、次の基本方針及び基本的事項に基づき、こどもの国の適切な管理運営を行うこと。

ア 基本方針

指定管理者は、委託業務の遂行に当たり、自然とのふれあいや遊びを通じて子どもたちが憩い楽しめる場を提供し、もって児童の健全な育成に資するという児童厚生施設としてのこどもの国の性格を十分認識し、利用者にとって快適な施設の環境づくり及びこどもの国の利用の促進を目指すこと。

指定管理者は、こどもの国の施設設備について、日常又は定期的に必要な保守業務及び点検業務を行うとともに、最良の状態を維持し、利用者の安全の確保に努めること。

指定管理者は、関係法令を遵守してこどもの国の管理運営を行うこと。

イ 基本的事項

(ア) 開園時間

こどもの国の開園時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めること。ただし、知事から指示があった場合には、指定管理者は、開館時間を臨時に変更することができる。

この場合において、開園時間には、その日の始業及び終業の作業に要する時間は含まない。

[参考] 現行の開園時間

区 分		開 園 時 間
キャンプ場以外の施設	通常	午前9時から午後5時
	ゴールデンウィークの期間・盆の期間	午前9時から午後5時30分
キャンプ場		終日

(イ) 休園日

こどもの国の休園日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めること。ただし、知事から指示があった場合には、指定管理者は、休園日を臨時に変更することができる。

[参考] 現行の休園日

- ・ 毎月（8月を除く。）の第2水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたる時は、その直後の休日でない日）
- ・ 1月1日及び12月29日から12月31日までの日

(ウ) 利用の許可

こどもの国の利用の許可について、こどもの国条例第7条第2項の規定に基づき、次のいずれかに該当する場合を除き利用の許可を行うこと。

また、管理上必要があると認めるときは利用許可に条件を付すること。

- a 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- b こどもの国の施設設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそれらのおそれがあると認められるとき。
- c 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- d 上記のほか、こどもの国の管理上支障があるものとして、こどもの国条例第7条第

2項第4号に規定する規則で定める場合に該当するとき。

(エ) 利用の制限

こどもの国条例第8条第2項の規定に基づき、次の行為をした者又はそのおそれのある者に対して、こどもの国への入園を拒み、又はこどもの国からの退去を命ずることができること。なお、eの規則は、現在制定していないが、今後制定した場合には、対応できること。

- a こどもの国の施設設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をする者
- b 所定の場所以外の場所において喫煙し、飲食をし、又は火を使用する者
- c みだりに空き缶、空き瓶その他のごみを捨てる者
- d 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をする者
- e 上記のほかこどもの国条例第8条第1項第5号に規定する規則で定める行為をする者

(オ) 利用の許可の取消し

こどもの国の利用許可について、こどもの国条例第10条の規定に基づき、以下のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可を取り消すことができること。なお、aの規則は、現在制定されていないが、今後制定した場合は対応できること。

- a こどもの国条例若しくはこどもの国条例第10条第1号に規定する規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- b こどもの国条例第9条の命令に従わないとき。
- c 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。
- d 利用許可の条件に違反したとき。
- e 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
- f 上記のほか、こどもの国管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(カ) 利用料金

こどもの国の利用料金は、現行の金額を標準として、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めること。

この場合において、知事が承認する利用料金の額は、原則として、募集時に提出された事業計画書のとおりとし、指定期間中に利用料金をこれより高く設定することは認めない。ただし、法令の改正、新たなサービス付加等により、利用料金を設定する場合は、この限りでない。

[参考] 現行の利用料金の額

※「幼児」とは、小学校就学前の者をいう。

1 入園料

	区分	金額
個人	中学校の生徒	1人1回につき 200円
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 500円
団体（学校行事で利用するものを除き、10人以上20人未満のもの）	中学校の生徒	1人1回につき 180円
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき

のに限る。)	一般人	450円
団体（学校行事で利用するものを除き、20人以上のものに限る。）	中学校の生徒	1人1回につき 160円
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 400円
学校行事	中学校の生徒	1人1回につき 100円
	高等学校の生徒	1人1回につき 250円
	学生又は一般人	上記個人料金又は団体料金

## 2 キャンプ場利用料

	区 分	料 金
宿泊する場合	児童又は中学校の生徒	1人1泊につき120円
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1泊につき240円
宿泊しない場合	児童又は中学校の生徒	1人1日につき60円
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1日につき120円

## 3 キャンプ用品貸出料

	区 分	料 金
キャンプ用テント		1張1日（宿泊する場合は、1張1泊）につき 400円
プロパンガスセット		一式1日（宿泊する場合は、一式1泊）につき 400円
鉄板		1枚1日（宿泊する場合は、1枚1泊）につき 200円
バーベキュー用網コンロ		1式1日（宿泊する場合は、一式1泊）につき 300円

## 4 工房利用料

区 分	金 額

砂の工房	本焼き	幼児、児童又は中学校の生徒	1人1回につき 300円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 400円
	スクラッチ	幼児、児童又は中学校の生徒	1個につき 150円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1個につき 250円
	楽焼き	幼児、児童又は中学校の生徒	1個につき 50円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1個につき 100円
木工工房 (工具を利用する場合)	木工	幼児、児童又は中学校の生徒	1人1回につき 100円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 150円
	ガラス細工	幼児、児童又は中学校の生徒	1人1回につき 50円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 100円

#### 5 乗物利用料

区 分		料 金
変形自転車		1人1回につき 100円
バッテリーカー		1人1回につき 100円
周回コースバッテリーカー		1人1回につき 200円
サイクルモノレール		1人1回につき 100円
レールトレイン	満3歳から中学校に入学するまでの者	1人1回につき 100円
	中学校若しくは高等学校等の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 200円

(キ) 利用料金の減免

こどもの国の利用料金を減免する場合には、その旨規定した減免に関する基準を作成し、あらかじめ知事の承認を得ること。

[参考] 現行の減免率

a 全額免除

区分	減免する料金
学校、幼児教育、保育施設の行事のため、園児、児童及び生徒を引率する職員が利用するとき	入園料
児童、生徒又は学生が土日・祝日等に利用するとき	入園料及びキャンプ場利用料
身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者その他知事が定める基準に該当する心身の障がい等を有する者及びその介護者が利用するとき	入園料
70歳以上の者が利用するとき	入園料
介護保険法（平成9年法律第128号）の規程による要介護認定又は要支援認定を受けた者及びその介護者が利用するとき	入園料
児童養護施設等児童福祉法に規定される「児童福祉施設」の行事のため、利用者を引率する職員が利用するとき	入園料
こどもの国友の会会員が利用するとき	入園料
鳥取県が主催、共催又は後援する事業の参加者が利用する場合であって、その都度県が減免を要請するとき。	入園料等
放課後児童クラブ等の行事のため、児童及び生徒を引率する職員が利用するとき	入園料
障害者総合支援法等の対象となる疾患（難病等）に罹患している者及びその介護者が利用するとき	入園料

b 一部免除

区分	減免する料金
平日に実施する子育て応援事業に参加する者が利用するとき	入園料の5割
県民の日（9月12日）に利用するとき（県民の日が休園日の場合は翌日）	入園料の5割
冬期間（1月～2月）	入園料の4割
こどもの国友の会会員に同行した入園者（5名まで）が利用するとき	入園料の2割
ループ麒麟獅子バスを利用した者が利用するとき	入園料の2割
鳥取砂丘において、観光客相手に土産品等を販売している者の発行する「鳥取砂丘こどもの国利用割引券」を提示した者が利用するとき	入園料の2割
やまびこ館又は仁風閣の発行する「鳥取砂丘こどもの国利用割引券」を提示した者が利用するとき	入園料の2割
観光事業団が実施又は承認するこどもの国の利用促進のための企画の参加者が利用するとき	入園料の1割または2割

鳥取県と共同実施している「子育て応援パスポート」を提示した者が利用するとき	入園料の2割
運転免許自主返納者及びその付き添いの者（1名までとする）が利用するとき	入園料の2割
兵庫県学校厚生会会員が利用するとき	入園料の2割
ふるさと鳥取ファンクラブ会員が利用するとき	入園料の2割
福利厚生倶楽部会員が利用するとき	入園料の1割
中国・四国地区中小企業勤労者福祉団体連絡協議会加盟団体会員が利用するとき	入園料の1割
JAF（日本自動車連盟）会員が利用するとき	入園料の1割
指定管理者が特に必要と認めるとき	入園料等1割～全額

※「指定管理者が特に必要と認めるとき」について

地域の団体等と連携して実施するイベント等において、利用料金を減免することにより鳥取砂丘こどもの国の利用促進を図ることができる場合に減免する。減免率については、企画内容に応じて指定管理者が決定する（現在は、1割又は2割減免とし、より多くの利用促進が見込める企画等については全額減免を行う運用をしている。）。

※こどもの国友の会会員について

「鳥取砂丘こどもの国友の会」は、年間2,500円の会費を納入することにより会員となることができる。特典として、会員に対しては、入会日からの1年間、会員及びその同行者の入園料の減免を行っている。

平成31年度以降に、本制度の内容を変更し、又は廃止しようとする場合は、指定管理者は知事に事前に協議し、その同意を得なければならない。

ただし、制度を廃止した場合においても、有効期限内は、上記減免を行うこと。

また、平成31年度より前に入会し、有効期限が平成31年度以降も継続する者の入会費については、現在の指定管理者から平成31年4月から会員期間が終了する月までの月割りをもって計算した額を収受できる。

なお、指定管理者がこどもの国友の会に準じる制度を導入した場合は、次期指定管理者は既入会者へのサービスを有効期限内は継続提供することとし、指定管理の期間満了前に入会し、有効期限が次期指定管理開始時期以降も継続する者の入会費については、次期指定管理者に同様の方法で計算した額を引き渡さなければならない。（「鳥取砂丘こどもの国友の会」の詳細については、資料7を参照。）

#### (ク) 個人情報の保護

指定管理者は、鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第11条第4項で準用する同条第2項及び第3項の規定を遵守し、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、こどもの国の管理に関し知り得た情報を漏らし、又は管理以外の目的に使用してはならないこと。

#### (ケ) 情報の公開

指定管理者は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号。以下「情報公開条例」という。）の規定を遵守し、こどもの国の管理に関して保有する情報の公開に関する事務を適切に行うこと。

#### (コ) 許可等の手続

指定管理者が利用者に対して行う許可その他の処分、県民からの依頼に対する対応等には、鳥取県行政手続条例（平成6年鳥取県条例第34号。以下「行政手続条例」とい



う。)の規定が適用されるので、利用の許可等(申請に対する処分)を行うための審査基準及び監督処分等(不利益処分)を行うための処分基準並びに許可等を行うまでに通常要すべき標準的な期間(標準処理期間)を定める等、行政手続条例にのっとりた手続を行うこと。

なお、行政手続条例に規定する行政指導については指定管理者に直接適用はないが、指定管理者は、規定の趣旨にのっとり適切に対応すること。

### (3) 留意事項

ア 指定管理者が行う委託業務の内容の詳細については、鳥取県立鳥取砂丘こどもの国委託業務仕様書(以下「仕様書」という。)によること。

イ 指定管理者が行う委託業務を一括して他の者に委託することはできないこと。ただし、委託業務のうち、清掃、警備、集客用イベント、レストランの運営等一定の業務については、専門の事業者へ委託することができること。

なお、委託しようとする場合は、あらかじめ事業計画書に記載すること。

また、委託する場合には、指定管理者は、受託者の業務の実施日、実施場所、実施内容等こどもの国の管理に必要な事項を把握し、必要に応じて適切な指示を行うこと。

ウ 県内需要の拡大、県内業者の活用が求められる中、指定管理者は、鳥取県産業振興条例(平成23年鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、委託業務の実施に当たっては県内事業者への発注に努めること。なお、特に委託、工事請負については原則県内事業者へ発注しなければならないが、やむを得ず県外事業者へ発注する必要があるときは、あらかじめ県に協議すること。

また、発注先の業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益につながる活動を行う法人等(暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、暴力団員に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与え、又は経営幹部が暴力団員と密接な交際をするなどの事実がある法人等)でないこと。

なお、指定管理者は、発注先として選定しようとする業者が暴力団等でないことを確認するため、県に照会することができる。この場合、県は、該当の有無について、鳥取県警察本部に照会を行う。

エ 指定管理者が自主事業を行う場合は、あらかじめ県の承認を得ること。

自主事業が児童厚生施設としてのこどもの国の理念に反するものである場合は、承認しない。

事業計画書において提案された自主事業のうち県が適当と認めるものは、指定期間開始時に個別に承認する他随時承認の申請を受け付ける。

オ 指定期間中に指定管理者から施設の改修を伴う提案があった場合においては、その提案の内容に応じ、県が施設の改修を行うことがあること。

カ 指定管理者の職員及び業務の再委託を受けた職員が、通勤のために施設内駐車場を使用する場合は、鳥取県公有財産事務取扱規則(昭和39年鳥取県規則第27号)の規定に基づき、あらかじめ県の使用許可を受け、その使用料を納入する必要があること。

## 3 指定期間

指定管理者の指定期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までとする。ただし、16(1)又は(2)により適正な施設管理の継続が困難と認められるときは、当該指定期間の途中においても指定を取り消すことがある。

#### 4 指定管理料及び利用料金の取扱い等

##### (1) 指定管理料の支払

県は、こどもの国の管理運営に必要な経費として指定管理料を支払う。

指定期間中の指定管理料の総額は、464,015千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限として募集時に指定管理者から提出された事業計画書の金額を基に別途協定で定める額とする。各年度ごとの支払額は、平成31年度は92,127千円、平成32年度以降は92,972千円を原則とする。

上記金額は、平成31年10月に消費税率が8%から10%に引き上げられることを見込んで算定した額であり、法令改正により消費税率、引き上げ時期等が変更になった場合には、原則として県は改正内容に応じて指定管理料を再算定して指定管理料額を変更する。

また、指定管理料の支払いは、原則四半期ごとに年間の支払計画に基づき行う。

※指定管理料の額の提案の際は、人件費、維持管理費、事務費、光熱水費、消耗品費、修繕費、備品購入費、委託費、租税公課など、管理運営業務に必要な経費を計上し、提案すること。なお、こどもの国は児童福祉法第40条に基づく児童厚生施設であり、管理運営業務は第二種社会福祉事業に該当するため、指定管理料、こどもの国の利用に係る料金収入、レストラン運営及び自動販売機の設置等の利用者へのサービス提供に伴う収入等、児童厚生施設管理運営業務に係る収入については、消費税法第6条別表第1第7号口により非課税である。ただし、提案される事業内容によっては、課税される収入に該当する場合があります。そのため、消費税及び地方消費税の取り扱いの詳細は、税務署に確認すること。

##### (2) 利用料金等の取扱い

こどもの国の利用に係る料金収入、レストランの運営及び自動販売機の設置等の利用者へのサービス提供に伴う収入その他の収入（以下「利用料金等」という。）は、指定管理者が自らの収入として収受する。

なお、協定に定める指定管理料の額及び利用料金等の額の総額が業務の実施に要する費用の額に達しない場合においても、県はその差額を補填しない。

#### 5 県及び指定管理者の責任の分担

県及び指定管理者の責任は、原則として次の表の左欄に掲げる項目の区分に応じ、それぞれ同表の責任の欄に○印の付いた者が負うものとする。

なお、その詳細は、県及び指定管理者が締結する協定で定める。

項 目		責 任	
		県	指定管理者
物価の変動	人件費、光熱水費等物価変動に伴う管理経費の増		○
金利の変動	金利の変動に伴う管理経費の増		○
関連法制度の改正	施設等の設置基準の変更に伴う施設等に新築又は改良	○	
	施設等の管理基準の変更に伴う管理経費の増	協議事項	
	上記以外のもの		○
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、落盤、火災、争乱、暴動その他県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことができない自然的又は人為的現	協議事項	

	象)に伴う施設等の損壊等により、委託業務が実施できないことによる利用料金収入の減		
こどもの国の施設、設備及び備品(以下「施設等」という。)の損傷	施設等の設置上の明白なかしに係るもの	○	
	施設等の管理上の明白なかしに係るもの		○
	上記以外のもの	協議事項	
こどもの国施設等の利用者等への損害賠償	施設等の設置上の明白な <sup>かし</sup> 瑕疵に係るもの	○	
	施設等の管理上の明白な <sup>かし</sup> 瑕疵に係るもの		○
	上記以外のもの	協議事項	
こどもの国の施設等の改良・修繕	施設設備に係る修繕(発注1件当たり250万円未満のものに限る。)		○
	施設の構造及び設備の改良並びに施設等に係る修繕(発注1件当たり250万円以上のものに限る。)	○	
備品の購入	施設等の管理の観点から、県が貸与する備品の更新及び県が必要と認める備品	○	
	施設の管理の観点から、委託料で購入することを県があらかじめ指示する備品		○
	その他の備品		○
火災保険の加入		○	
委託業務に要する経費(上記のうち県の責任分担とされたものを除く。)の負担			○
包括的管理責任		○	

※ 協議事項は、事案の原因ごとに判断すること。ただし、第1次責任は、指定管理者が有するものであること。

※ 修繕とは、施設等の劣化部分若しくは損傷部分又は機器の性能若しくは機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。

※ 備品とは、性質及び形状を変えなく、長期間にわたって継続使用に耐える物品及び長期間にわたって保存しようとする物品のうち、取得価格が5万円(図書にあっては1万円)以上の物品をいう。

※ 県が加入している火災保険については、資料6「火災保険対象施設一覧」を参照。

## 6 応募資格等

### (1) 応募資格

こどもの国の指定管理者に応募することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす法人その他の団体(以下「法人等」という。)であること。なお、ア、オからケまで及びシについては、応募後であってもその要件を満たさなくなったときは、指定管理者に係る資格を失うものとする。

ア 鳥取県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人等であること。

イ 12の(3)の面接審査の日の前日において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により、本県から一般競争入札の参加者資格を取り消されていない法人等であること。

- ウ 12の(3)の面接審査の日の前日において、本県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について、指名保留、指名停止、その他の一定の期間を定めて指名の対象外とする措置を受けていない法人等であること。
- エ 募集の受付期間の最終日から起算して1年前の日までの間に労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（平成47年法律第57号）その他の労働関係法令の違反によって公訴を提起され、送検され、又は命令その他の当該法令の規定に基づく行政処分（是正勧告等の行政指導を除く。）を受けた法人等ではないこと。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた法人等又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた法人等でないこと。
- カ 法人等の役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益につながる活動を行う法人等（暴力団員であることを知りながら、次の(ア)から(カ)までのいずれかの事実があるものをいう。）でないこと。  
(ア) 暴力団員を経営幹部とすること。  
(イ) 暴力団員を雇用すること。  
(ウ) 暴力団員を代理人又は受託者等として使用していること。  
(エ) 暴力団員が経営幹部となっている個人又は法人に委託業務を再委託すること。  
(オ) 暴力団員に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えること。  
(カ) 経営幹部が暴力団員と密接な交際をすること。
- ク 都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納がない法人等であること。
- ケ 鳥取県議会の議員、知事、副知事、教育長、指定管理者の候補者の選定の決定に関与する県の職員、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員（監査委員を含む。）、これらの者の配偶者、子及び父母並びにこれらの者と生計を同じくしている者が社長、副社長、代表取締役、専務取締役、常務取締役、理事長、副理事長、専務理事、常務理事その他これらに準ずる役員等に就任している法人等（境港管理組合を除く。）でないこと。
- コ 応募の日において、法第244条の2第11項の規定により本県から指定管理者の指定を取り消され、又は指定管理者候補の選定を辞退した法人等（以下「指定取消法人等」という。）にあっては、当該取消し又は辞退の日から起算して3年を経過していること。
- サ 応募の日において、指定取消法人等にあっては、当該取消し又は辞退に係る公の施設の管理に関する条例に定める指定管理者の管理の期間の満了後2回の指定期間を経過していること。
- シ コ及びサの応募資格を満たさない指定取消法人等の代表者が役員等に就任している法人等でないこと。

## (2) 複数の法人等による応募

- こどもの国のサービスの向上又は委託業務の効率的実施を図る上で必要である場合には、複数の法人等（以下「グループ」という。）が共同して応募することができること。この場合においては、次の事項に留意すること。
- ア グループの名称を設定し、グループ内で代表となる法人等を定めること。この場合において、他の法人等は、当該グループの構成団体として扱うこと。なお、代表となる法人等又は構成団体の変更は、原則として認めない。
- イ グループの構成団体間における委託業務に係る各団体の役割、経費に関する連帯責任の割合等を別途協定で定めること。
- ウ 単独で応募した法人等は、グループによる応募の構成団体となることができないこと。
- エ 同時に複数のグループの構成団体になることはできないこと。

オ グループの代表となる法人等及び構成団体の全てが、(1)に掲げる応募資格の全てを満たす法人等であること。

カ 11の(3)の応募書類の工からサまでは、構成団体ごとに提出すること。

## 7 募集及び選定等の日程

指定管理者の募集は、次の日程により行うこと。ただし、面接審査以降の日程は予定であり、必要に応じて変更する場合がある。この場合において、応募した法人等には、その旨通知を行う。

募集要項の配布	平成30年6月18日(月)から同年8月2日(木)まで
質問事項の受付	平成30年6月18日(月)から同年8月2日(木)まで
現地説明会	平成30年7月9日(月)
募集の受付期間	平成30年6月18日(月)から同年8月3日(金)まで
面接審査	平成30年8月上旬 (時間、場所、実施方法等は、応募した法人等に別途通知する。)
選定結果の通知	平成30年8月上旬
指定管理者の指定	平成30年10月中旬(議会の議決を経て行う。)
協定の締結	平成31年3月下旬まで

## 8 募集要項の配布

募集要項の配布は次のとおり行う。

- (1) 配布期間 平成30年6月18日(月)から同年8月2日(木)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 配布場所 鳥取県福祉保健部子育て王国推進局子育て応援課子育て王国推進担当  
〒680-8570 鳥取市東町1丁目220番地(県庁本庁舎2階)  
電話 0857-26-7573  
ファクシミリ 0857-26-7863  
メールアドレス kosodate@pref.tottori.lg.jp

## 9 質問事項の受付及び回答

募集要項の内容等に関する質問は次のとおり受け付け、回答する。

- (1) 受付期間 平成30年6月18日(月)から同年8月2日(木)まで
- (2) 受付方法 質問票(別紙様式1)に記入の上、8の(2)の場所へファクシミリ又は電子メールにより提出すること。  
団体名、担当者名、電話番号、ファクシミリ番号及びメールアドレスを必ず記載すること。
- (2) 回答方法 質問者へ個別にファクシミリ又は電子メールで回答するとともに、インターネット上のホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=277787>)にも随時掲載する。

## 10 現地説明会の開催

- (1) 日時 平成30年7月9日(月) 午後1時30分から午後4時まで

- (2) 場 所 鳥取市浜坂1157-1 こどもの国  
(入口ゲートの前に午後1時30分までに集合すること。)
- (3) 申込方法 現地説明会参加票(別紙様式2)に現地説明会への参加を希望する旨並びに法人等の名称、代表者氏名及び参加希望者(各法人等3名まで)を明記の上、ファクシミリ又は電子メールにより、平成30年7月5日(木)午後5時15分までに、8の(2)の場所に申し込むこと。  
なお、申込み期限までに申込みがあった場合は現地説明会を開催することとしていますが、期限までに申込みが1件もなかった場合は開催しませんので、御承知ください。

## 1.1 応募の手続

### (1) 応募書類の受付期間及び時間

平成30年6月18日(月)から同年8月3日(金)までの日(休日等を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

### (2) 応募書類の提出方法及び提出場所

ア 応募書類は、持参又は郵便等(書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものをいう。以下同じ。)により提出すること。

なお、郵送等による提出は、平成30年8月3日(金)の午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

イ 応募書類は、8の(2)の場所に提出すること。

### (3) 応募書類

次の書類を提出すること。この場合において、応募書類の作成及び提出に要する費用は、全て申請を行う法人等の負担とする。なお、各書類の説明は、別紙提出書類一覧を参照すること。

ア 指定管理者指定申請書〔様式1〕

イ こどもの国の委託業務に関する事業計画書〔様式2〕

ウ こどもの国の委託業務に関する収支計画書〔様式3〕

エ 定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

オ 申請の日の属する事業年度の前3事業年度における当該法人等に係る貸借対照表及び損益計算書その他当該法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類

カ 申請の日の属する事業年度の前3事業年度における当該法人等に係る事業報告書その他当該法人等の業務の内容を明らかにすることができる書類

キ 当該法人等の概要(こどもの国の管理運営のために配置可能な人員等に関する記述を含む。)を記載した書類〔様式4〕

ク 当該法人等の役員名簿(氏名にふりがなが付され、かつ、住所・生年月日が記載されたもの)

ケ 都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納(納付期限が到来していないものを除く。)がないことを証明する書類

コ 上記提出書類のうち該当のないものについての申立書

サ 指定申請に係る宣誓書〔様式5〕

シ ネーミングライツに係る申出書〔様式6〕(提案がある場合)

ス グループ協定書の写し(グループ申請の場合のみ)

#### (4) 応募書類の提出部数

正本1部及び副本6部（副本は、複写可とする。）

#### (5) 応募に当たっての留意事項

- ア 法人等が提出する事業計画書等の著作権は、提出した法人等に帰属すること。ただし、県は、必要な場合において事業計画書等の内容の全部又は一部を使用することができること。
- イ 応募書類その他の提出された書類は、返却しないこと。
- ウ 応募のあった法人等の名称等は、公表すること。
- エ 応募のあった法人等が6（1）キの暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益につながる活動を行う法人等でないことを確認するため、鳥取県警察本部に照会すること。
- オ 応募書類その他の提出された書類や審査結果は、議案を審査するために県議会に提出することがあること。
- カ 応募書類その他の提出された書類や審査結果は、情報公開条例の規定に基づき開示することがある。この場合において、個人情報又は法人等の正当な利益を害する情報は、非開示となるものであること。
- キ 応募書類の提出期限後、応募書類その他の提出された書類の再提出又は差し替えは、原則として認めないこと。
- ク (3)の書類のほか、必要に応じ追加資料の提出を依頼する場合があること。
- ケ 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号。以下「指定手続条例」という。)、こどもの国条例その他の関係法令の内容を確認の上で応募すること。

### 1.2 指定管理者の選定方法等

#### (1) 選定方法

学識経験者等の委員で構成する福祉保健部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査・運営評価委員会」という。）を設置し、選定基準に基づいて各委員が審査した評点を合計した評点により、指定管理者の候補者（以下「指定管理候補者」という。）の選定を行う。

#### (2) 選定基準

指定管理候補者の選定は、次に掲げる選定基準に基づき行う。

	選定基準	審査の項目※	配点※
1	平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	・管理の基本的な考え方の適合性 施設の設置目的を理解しているか。 指定管理者を希望する理由は、適切か。 管理運営の方針は、適切か。 * 平等な利用が確保できないと認められる場合は失格とする。	必須 (配点なし)
2	こどもの国の効用を最大限に発揮させるものであること、及びこどもの国において児童の健全育成に資する事業を	・施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 ・サービスの向上策と利用促進に向けた取組み ・自然とのふれあい、創作・体験活動、親子が学びふれあう機会の提供等施設の設置目的に沿った児童の健全育成に資する事業の充実度	50

	<p>実施するとともに、こどもの国の利用促進を図ること (指定手続条例第5条第2号及びこどもの国条例第5条第1号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に係る年間計画等は、適切か。</li> <li>・施設等の管理 施設等の維持管理は、適切か。 外部委託の考え方は、適切か。</li> <li>・料金設定等 開園時間及び休園日は、適切か。 利用料金及び利用料金の減免は適切か。</li> <li>・事故及び事件の防止措置と緊急時の対応 火災、盗難、災害等の事故及び事件の防止 緊急時の体制及び対応は、適切か。 利用者の苦情等のトラブルの未然防止と対処方法</li> <li>・個人情報保護及び情報公開への対応 個人情報の保護への対応は、適切か。 情報公開への対応は、適切か。</li> <li>・利用者等の要望の把握及び対応</li> </ul>	
3	<p>管理に係る経費の効率化が図られるものであること (指定手続条例第5条第2号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収入の見積もり及び考え方は、適切か。</li> <li>・支出計画の見通しは、適切か。</li> <li>・県の委託料の多寡</li> </ul>	30
4	<p>管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること (指定手続条例第5条第3号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体の財政基盤及び経営基盤は、安定しているか。</li> <li>・団体の組織及び職員の配置等 管理運営の組織及び職員の職種等は、適切か。 日常の職員配置は、適切か。 人材の育成の方針及び方法は、適切か。</li> <li>・現在の施設職員の継続雇用に関する方針</li> <li>・関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況</li> <li>・法人等の社会的責任の遂行状況 障がい者雇用 男女共同参画推進企業の認定 ISO・TEASの認証等 あいサポート企業等の認定等 とっとり子育て隊の登録</li> <li>・当該施設の管理運営状況の実績評価</li> </ul>	31
5	<p>ネーミングライツの提案があるか (指定手続条例第5条第4号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネーミングライツに係る提案</li> </ul>	4

### (3) 面接審査等

指定管理候補者の選定に当たっては、応募資格等を審査した後、平成30年8月上旬頃開



催予定の審査・運営評価委員会において、11の(3)の書類により面接審査を行う。この場合において、面接審査の日時、場所、実施方法等は、応募書類を提出した法人等に別途通知する。

#### (4) 指定管理候補者の選定及び公表

(3)の面接審査の後、審査・運営評価委員会での審査結果を踏まえ、指定管理候補者を選定する。その審査結果は、応募書類を提出した法人等に書面で通知するとともに、当該法人等の名称、点数等を指定管理候補者に選定しようとする団体の事業計画書と併せてホームページ等で公表する。

#### (5) 審査・運営評価委員会の審査結果に対する異議申出

ア 応募者又は指定管理候補者に選定しようとする法人等（以下「応募者等」という。）は、審査・運営評価委員会の審査結果に不服があるときは、審査結果の通知を受け取った日から起算して4日以内に、知事に異議を申し出ることができる。この場合において、当該4日間の計算は、その期間に祝日等、1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までの日を含まない。

イ 異議の申出は、次の事項を記載した書面により、8の(2)の場所に申し出ること。

(ア) 異議申出をする法人等の名称、住所及び代表者の氏名

(イ) 異議申出の趣旨及び理由

(ウ) 異議申出の年月日

ウ 知事は、異議申出に理由があると認めるときは、これを審査・運営評価委員会の審査に付し、指定管理候補者に選定しようとしていた法人等関係者から意見を聴取した上で再審査を行い、審査結果を変更した場合は、その再審査結果を応募者等に通知するとともに、ホームページ等で公表する。

なお、再審査結果に対する異議の申出はできない。

#### (6) 選定対象の除外等

次のいずれかに該当する法人等は、指定管理候補者の選定の対象から除外する。(4)の決定を受けた指定管理候補者が、当該決定後に次のいずれかに該当することとなったときは、当該決定を取り消す。

ア 複数の事業計画書を提出したとき。

イ 審査・運営評価委員会の委員に個別に接触したとき。

ウ 応募書類等の内容に虚偽又は不正があったとき。

エ 応募書類等の受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。

オ 応募書類等の提出後に、事業計画の内容を変更したとき。

カ その他不正な行為があったとき。

### 1.3 ネーミングライツの提案

指定管理者は、応募に併せてこどもの国にネーミングライツ導入を提案することができる。

なお、命名権者は指定管理者又は指定管理者が指定する事業者が担うことができる。

#### (1) 提案概要

提案は次の条件を満たす必要がある。

ア 提案対象事業者

公共施設の命名権者としてふさわしい事業者

(鳥取県広告事業実施要綱第5条第1項に規定する規制業種を除く。)

イ 命名対象

鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の愛称

(施設全体が愛称の命名の対象であり、施設内の個別施設などへの命名は不可。)

#### ウ 命名条件

- (ア) 公共施設にふさわしい愛称であること。  
(鳥取県広告事業実施要綱第5条第2項に規定する規制広告等を除く。)
- (イ) 各施設の設置目的がイメージできるものであること。
- (ウ) 契約期間中における愛称の変更はできないこと。

#### エ 提案金額

- (ア) 愛称を提案する対価は年間100万円以上とする。
- (イ) 対価の支払いについては、県が発行する納入通知書により納入すること。

#### オ 契約期間

5年

#### カ 名称変更可能箇所

- (ア) 敷地内サイン
- (イ) 施設パンフレット
- (ウ) 県及び指定管理者のホームページ

#### キ 特典

園内放送で命名権者のテーマソング等を流すことができる。

#### ク 費用負担

名称変更に伴う経費、契約期間終了後の現状復旧経費（次期契約者がいない場合、又は契約期間中に途中で契約解除した場合）は、別途命名権者が負担すること。

なお、施設のパンフレット、県のホームページの変更に係る経費については県が負担すること。

#### ケ 名称使用開始期間

平成31年4月1日

### (2) 提案に係る手続き

様式6に必要な事項を掲載し添付すること。

なお、指定管理者が指定する事業者が命名権者となる場合は、当該事業者が様式6に記載すること。

また、併せて命名権者活用に係る提案を記載した書面を添付することができる。（任意様式）

## 1.4 指定管理者の指定及び協定の締結

### (1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定は、12の(4)の指定管理候補者をこどもの国の指定管理者とすることが平成30年9月鳥取県議会において議決された後行う予定である。

### (2) 協定の締結

ア 県及び(1)の指定を受けた指定管理者は、業務内容及び管理の基準に関する細目的事項等について協議の上、平成31年3月までに協定を締結するものとする。

イ 協定の内容として、想定される項目は次のとおりである。

- (ア) 指定管理者の責務
- (イ) 業務範囲に関する事項
- (ウ) 利用料金の取扱いに関する事項
- (エ) 県が支払う委託料の額及び支払方法等に関する事項
- (オ) 事業報告等に関する事項
- (カ) 適正な施設管理の継続が困難になった場合の措置等に関する事項
- (キ) 責任分担に関する事項
- (ク) 個人情報保護その他の管理上の留意事項

(ケ) その他

### (3) 留意事項

- ア (1)により指定管理者の指定を受けた者が正当な理由なく(2)の協定の締結に応じない場合は、当該指定を取り消すことがある。
- イ (1)により指定管理者の指定を受けた者が(2)の協定の締結の間に次のいずれかの事項に該当することが判明した場合は、指定管理者の指定を取り消し、協定を締結しないことがある。
- (ア) 資金事情の悪化等により、適正な施設管理を継続することが確実にないと認められるとき。
- (イ) 著しく社会的信用を損なう行為をしたこと等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- (ウ) (2)により締結した協定について、協定の締結後、委託業務に関し、事情が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、県と(1)の指定を受けた指定管理者が協議の上、この協定を改定することができる。
- ウ 指定管理者は、指定期間の開始に先立ち、委託業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。なお、指定管理者が職員研修への協力を県に求めるときは、県は教育資材の貸出し等可能な範囲で支援するものとする。また、申請書において、現在の指定管理者の雇用する施設職員の継続雇用に関する提案を行っている場合は、引き続き施設の管理運営に従事することを希望する者の雇用に努めなければならない。
- エ 指定管理者は、公の施設の管理を行う者として求められる社会的責任の遂行について十分考慮し、障がい者雇用、高齢者雇用、障がい者就労施設及びシルバー人材センター等からの物品、役務の調達、男女共同参画の推進、環境への配慮、あいサポート運動等、県が推進している施策について積極的に取り組むよう努めなければならない。

## 1 5 実施状況の報告等

### (1) 業務報告書

指定管理者は、毎月の利用者数、利用促進策の実施状況、収支状況、再委託・工事請負発注の状況、管理体制、関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況等、会計事務に関する指定管理者自身による内部検査結果等を業務報告書としてまとめ、当該報告書をその翌月の15日までに県に提出すること。

### (2) 事業報告書

指定管理者は、指定手続条例第9条の規定による事業報告書を毎年度終了後30日以内に県に提出すること。

なお、当該報告書には、当該年度の児童の健全育成に資する事業の実施内容・利用者の意見等の分析結果、今後の対応方針等を明記すること。

### (3) 事業計画書

指定管理者は、毎年2月末までに当該年度の翌年度に係る事業計画書を県に提出し、その承認を受けること。

### (4) 実施状況の確認

県は、必要があると認めるときは、指定管理者にあらかじめ通知した上で、施設の維持管理及び経理の状況に関し指定管理者に説明を求め、又は施設内において維持管理の状況を確認することができる。

## (5) 実施状況の評価

- ア 県は、指定管理者による施設の管理状況について、毎年度、評価を行い、その結果を指定管理者に通知するとともに、ホームページで公開する。
- イ 県は、評価を行うに当たり、業務報告書及び事業報告書のほか、あらかじめ指定管理者から管理等に関する成果、改善点について報告を求め、必要に応じて、施設の管理状況について、外部有識者の意見を聞くこととする。
- ウ 県は、アの評価の結果について、指定管理者が次期指定管理候補者に応募する場合は、選定時の審査項目とし、審査に反映させる。

## 1 6 適正な施設管理の継続が困難になった場合における措置

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由によりこどもの国の適正な管理が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、県は、法第244条の2第10項の規定により、指定管理者に対して管理の業務又は経理の状況に関する報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることがある。  
この場合において、指定管理者が県が指定する期間内に必要な改善をすることができなかった場合には、県は、同条第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消すことがある。
- (2) 指定管理者の財務状況が著しく悪化し、こどもの国の適正な管理の継続が困難と認められる場合には、県は、法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消すことがある。
- (3) (1)又は(2)により指定管理者の指定が取り消された場合において、県に損害が生じた時は、当該指定を取り消された指定管理者は、県に、当該損害を賠償しなければならない。
- (4) 不可抗力その他県及び指定管理者の責めに帰することができない事由によりこどもの国の適正な管理の継続が困難となった場合には、県及び指定管理者は、継続の可否について協議する。

## 1 7 災害時の施設使用

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、こどもの国の使用について県の指示に従わなければならない。
  - ア 地震等の災害又は武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15法律第79号）第1条に規定する武力攻撃事態等（以下「武力攻撃事態等」という。）、感染症のまん延その他これらに類する状況への対処として、こどもの国を閉園し、又は、住民の避難、救援若しくは災害対応のために使用する必要があると県が認めるとき。
  - イ こどもの国について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第148条の規定により県が避難施設として指定をしようとするとき。
  - ウ こどもの国について、鳥取市から、鳥取市地域防災計画に基づく住民の避難、救援又は災害対応に要する施設としての指定に係る同意の申出があったとき。
- (2) (1)の県の指示に従う場合において、管理費の取扱いその他必要な事項については、県及び指定管理者が協議の上、決定する。

- (3) 地震等の災害に関する警戒情報や武力攻撃事態等に関する警報等が発せられた場合等において、県民の安全確保のためにこどもの国を閉園する必要があると県が認めるときは、速やかに当該施設を閉園すること。

## 18 添付資料

- (1) こどもの国入園者数等（資料1）
- (2) こどもの国月別入園者数（資料2）
- (3) こどもの国収支状況（資料3）
- (4) こどもの国利用料金の減免実績（資料4）
- (5) こどもの国条例（資料5）
- (6) 火災保険対象施設一覧（資料6）
- (7) 鳥取砂丘こどもの国友の会規約（資料7）
- (8) 現行再委託業務一覧（資料8）
- (9) こどもの国の現在の職員体制（資料9）
- (10) こどもの国園内マップ（資料10）

## 19 その他

### (1) 様式のダウンロード

この募集要項は、本県のホームページからダウンロードすることができる。

ホームページアドレス

(<https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=277787>)

### (2) 応募書類の内容に関する調査

必要に応じて、応募書類等の内容について、応募者から聴取調査を行う。この場合において、詳細は、応募した法人等に後日連絡する。

〔別紙〕

## 提出書類一覧

書類名	説明
指定管理者指定申請書	○様式1によること。 ○グループによる申請の場合には、提携団体の欄にグループの構成員の所在地、団体の名称及び代表者氏名を記載すること。
こどもの国の委託業務に関する事業計画書	○様式2によること。
こどもの国の委託業務に関する収支計画書	○様式3によること。
定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類	○法人以外の団体にあつては、これらに準ずる書類
申請の日の属する事業年度の前3事業年度における当該法人等に係る貸借対照表及び損益計算書その他当該法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類	○前3事業年度の財務状況を明らかにできる書類。ただし、今年度に設立された法人等にあっては、その設立時における財務状況を明らかにできる書類（財産目録等）。
申請の日の属する事業年度の前3事業年度における当該法人等に係る事業報告書その他当該法人等の業務の内容を明らかにすることができる書類	○前3事業年度の事業内容を明らかにできる書類。ただし、今年度に設立された法人等にあっては、今年度の事業内容を明らかにできる書類。
当該法人等の概要（こどもの国の管理運営に配置可能な人員等に関する記述を含む。）を記載した書類	○様式4によること。 ○組織及び運営に関する次の事項を記載した書類 本社及び事務所所在地、資本金、従業員数、経営理念・運営方針、沿革、組織図、業務内容並びに主たる事業の実績 ※既存資料で当該内容が記載されている場合は別紙として添付し、様式の記載に変えることができる。
当該法人等の役員名簿	○申請書の提出日現在で、役職名、氏名（ふりがなを付すこと。）及び住所の記載のあるもの。
都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納（納付期限が到来していないものを除く。）がないことを証明する書類	○所在地の都道府県税事務所長及び税務署長が発行する納税証明書（平成30年6月1日以降に交付されたものに限る。）
上記提出書類のうち該当のないものについての申立書	○上記提出書類のうち、該当のないものがある場合のみ提出。
指定申請に係る宣誓書	○様式5によること
ネーミングライツに係る申出書	○様式6によること
グループ協定書の写し	○グループによる申請の場合のみ提出。

○本施設を管理運営するために新たに法人等を設立する場合は、その法人等を申請者としてすること。なお、その法人の設立母体となる法人等の11の(3)の工からサまでの書類を提出すること。この場合において、指定管理者の候補者に選定されたときは、当該法人の法人登記事項証明書及び認証済み定款を、速やかに提出すること。